

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年3月16日

【四半期会計期間】 第47期第3四半期(自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)

【会社名】 株式会社伊藤園

【英訳名】 ITO EN,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本庄 大介

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区本町3丁目47番10号

【電話番号】 03(5371)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長 平田 篤

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区本町3丁目47番10号

【電話番号】 03(5371)7203

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長 平田 篤

【縦覧に供する場所】 株式会社伊藤園横浜緑支店
(神奈川県横浜市緑区霧が丘2丁目7番11号)
株式会社伊藤園八千代支店
(千葉県八千代市大和田新田672番地4)
株式会社伊藤園大宮支店
(埼玉県さいたま市見沼区春岡3丁目20番地4号)
株式会社伊藤園尼崎支店
(兵庫県尼崎市金楽寺町1丁目5番33号)
株式会社伊藤園静岡支店
(静岡県静岡市葵区神明町85番地2)
株式会社伊藤園堺支店
(大阪府堺市北区北花田町2丁目202番地)
株式会社伊藤園名古屋東支店
(愛知県名古屋市名東区勢子坊2丁目1406番地)
株式会社伊藤園福岡支店
(福岡県福岡市博多区金の隈1丁目21番19号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
(注) 上記の静岡支店及び福岡支店は法定の縦覧場所ではありません
が、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としてあります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第46期 第3四半期 連結累計期間		第47期 第3四半期 連結累計期間		第46期	
		自 至	平成22年5月1日 平成23年1月31日	自 至	平成23年5月1日 平成24年1月31日	自 至	平成22年5月1日 平成23年4月30日
売上高	(百万円)		272,206		281,028		351,692
経常利益	(百万円)		12,896		13,805		16,526
四半期(当期)純利益	(百万円)		7,123		7,033		7,675
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		6,117		6,675		6,759
純資産額	(百万円)		101,147		103,282		101,630
総資産額	(百万円)		176,388		185,305		192,462
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(普通株式)	(円)		56.20		55.61		59.31
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(第1種優先株式)	(円)		61.20		60.61		69.28
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (普通株式)	(円)		56.03		55.45		59.14
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (第1種優先株式)	(円)		61.03		60.45		69.11
自己資本比率	(%)		57.3		55.7		52.7

回次		第46期 第3四半期 連結会計期間		第47期 第3四半期 連結会計期間	
		自 至	平成22年11月1日 平成23年1月31日	自 至	平成23年11月1日 平成24年1月31日
1株当たり四半期純利益金額 (普通株式)	(円)		9.68		0.15
1株当たり四半期純利益金額 (第1種優先株式)	(円)		9.68		0.15

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 第46期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は以下の通りであります。

<リーフ・ドリンク関連事業>

平成23年5月に新たに株式を取得したチチヤス(株)及びチチヤス物流(株)を連結子会社としております。

<その他>

該当事項はありません。

この結果、当社の企業集団は、当社、子会社21社、関連会社1社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結は行われていません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響を受け低下した企業の生産活動が、供給面で徐々に回復を見せてきたものの、雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、海外経済の減速や円高の影響等から、引き続き不透明な状態で推移いたしました。

清涼飲料業界におきましては、消費者の節約志向や低価格化などにより、引き続き厳しい状況となっております。

このような状況のなか、当社は経営理念であります「お客様第一主義」のもと、当社を取り巻く全てのお客様に対し、「お客様が今でも何を不満に思っているか」を常に考え、全社一丸となって積極的な事業活動を行ってまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は2,810億28百万円（前年同期比3.2%増）となり、利益面におきましては、営業利益は146億59百万円（前年同期比5.5%増）、経常利益は138億5百万円（前年同期比7.0%増）、四半期純利益は70億33百万円（前年同期比1.3%減）となりました。

セグメント別の業績を示すと次のとおりであります。

<リーフ・ドリンク関連事業>

当第3四半期連結累計期間の売上高は2,656億50百万円（前年同期比2.8%増）となり、営業利益は134億14百万円（前年同期比1.8%増）となりました。

<その他>

当第3四半期連結累計期間の売上高は153億78百万円（前年同期比11.7%増）となり、営業利益は19億98百万円（前年同期比48.1%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は1,853億5百万円となり、前連結会計年度末と比較して71億57百万円減少いたしました。総資産の主な変動要因は、「リース資産」が20億65百万円、「のれん」が18億80百万円、それぞれ増加し、「現金及び預金」が93億67百万円、「受取手形及び売掛金」が50億39百万円、流動資産の「その他」が31億91百万円それぞれ減少したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の負債は820億22百万円となり、前連結会計年度末と比較して88億9百万円減少いたしました。負債の主な変動要因は「長期借入金」が18億67百万円、「リース債務」が16億66百万円、それぞれ増加し、「支払手形及び買掛金」が84億45百万円、「未払費用」が18億31百万円、「未払法人税等」が17億34百万円、それぞれ減少したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は1,032億82百万円となり、前連結会計年度末と比較して16億52百万円増加いたしました。純資産の主な変動要因は、四半期純利益により70億33百万円増加し、剰余金の配当により50億30百万円減少したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の52.7%から55.7%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当グループが対処すべき課題についての重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当グループの研究開発費の総額は12億92百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
第1種優先株式	200,000,000
計	200,000,000

(注) 当社の定款第5条に定められたところにより、当社の普通株式及び第1種優先株式をあわせた発行可能種類株式総数は、200,000,000株であります。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年3月16日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	91,212,380	91,212,380	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に制限のない標準となる株式 (注)2
第1種優先株式	34,246,962	34,246,962	東京証券取引所 (市場第1部)	(注)2 (注)3
計	125,459,342	125,459,342		

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成24年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 自己資本の拡充及び財務体質の強化のため、第1種優先株式を発行しております。単元株式数は、普通株式及び第1種優先株式のそれぞれにつき100株であります。

3 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当

普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株式の株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額(小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。)の剰余金の配当(以下「第1種優先配当」という。)を行う。第1種優先配当の計算の結果、算出された金額が下記に定める第1種無配時優先配当の金額に満たない場合、第1種優先配当の金額は第1種無配時優先配当の金額と同金額とする。毎事業年度の末日、毎年10月31日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行わないときは、当該株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、15円の剰余金の配当(以下「第1種無配時優先配当」という。)を行う。

第1種優先株式発行後、第1種優先株式の併合又は分割を行うときは、第1種無配時優先配当につき、併合の割合又は分割の割合に応じて必要な調整を行うものとする。なお、調整の結果生じる端数については、小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。調整後の第1種無配時優先配当の額は、株式の併合又は株式の分割の効力を生ずる日(以下「併合等効力発生日」という。)から適用する。但し、併合等効力発生日の前日までの日を基準日とする第1種無配時優先配当についてはこの限りではない。

第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、その不足額を累積し、上記又はに規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「第1種累積未払配当」という。)を行う。

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、上記(1)に規定する不足額を支払う。

上記に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、上記の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

(3) 議決権

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、過去2年間において、法令及び定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

(4) 種類株主総会の決議

会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。

(5) 併合又は分割、無償割当て等

株式の併合を行うときは、普通株式及び第1種優先株式の双方を同時に同一の割合で行う。

株式の分割又は株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。

- a 普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。
- b 普通株式又は第1種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式に対して株式の分割を行う種類の株式を株式無償割当てとする。株式無償割当ては一株につき株式の分割の割合と同一の割合で行う。

(6) 取得条項

次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日(取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日)の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、これと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

- a 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(当社の単独による株式移転を除く。)に係る議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合 当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
- b 普通株式を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定される意味を有する。以下同じ。)が50パーセント超となった場合当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日

株式会社東京証券取引所が、当社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年10月26日
新株予約権の数(個)	319(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,900(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注) 3
新株予約権の行使期間	平成24年9月1日～平成29年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役として在任中に限り、新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役を任期満了その他正当な理由により退任した場合には、この限りではない。 (2) 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。 (3) 新株予約権の相続は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

(調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)

また、上記のほか、新株予約権を割り当てる日後に、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与される株式数を乗じた金額とする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8)新株予約権の行使の条件並びに取得事由及び条件

新株予約権の行使の条件並びに取得事由及び条件は、上記新株予約権の行使の条件及び下記新株予約権の取得事由及び条件の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に定める規定により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合には、当社取締役会とする。）で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年11月1日～ 平成24年1月31日	-	125,459,342	-	19,912	-	20,259

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 32,736,000		「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,983,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 89,190,300	891,903	
単元未満株式	普通株式 38,280 第1種優先株式 1,510,962		
発行済株式総数	125,459,342		
総株主の議決権		891,903	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社伊藤園	東京都渋谷区本町 3丁目47番10号	普通株式 1,983,800		普通株式 1,983,800	普通株式 2.17
計		1,983,800		1,983,800	2.17

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年11月1日から平成24年1月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年5月1日から平成24年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,986	14,619
受取手形及び売掛金	3 39,538	34,498
商品及び製品	15,709	16,961
原材料及び貯蔵品	6,607	8,824
その他	3 13,548	10,357
貸倒引当金	86	71
流動資産合計	99,302	85,190
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	14,761	15,328
土地	13,968	15,910
リース資産（純額）	24,746	26,844
その他（純額）	4,215	5,420
有形固定資産合計	57,692	63,504
無形固定資産		
のれん	12,824	14,704
リース資産	100	66
その他	8,853	8,133
無形固定資産合計	21,778	22,904
投資その他の資産	1 13,689	1 13,705
固定資産合計	93,159	100,114
資産合計	192,462	185,305
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 27,027	18,582
短期借入金	310	310
リース債務	7,428	9,107
未払費用	3 15,587	13,756
未払法人税等	5,063	3,328
賞与引当金	2,610	1,733
その他	3 2,384	1,780
流動負債合計	60,413	48,599
固定負債		
長期借入金	3,147	5,015
リース債務	19,234	19,223
退職給付引当金	4,892	6,027
その他	3,143	3,157
固定負債合計	30,418	33,422
負債合計	90,831	82,022

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,912	19,912
資本剰余金	20,259	20,259
利益剰余金	74,735	76,705
自己株式	4,865	4,830
株主資本合計	110,041	112,047
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	68	27
繰延ヘッジ損益	2	3
土地再評価差額金	6,260	6,138
為替換算調整勘定	2,333	2,700
その他の包括利益累計額合計	8,523	8,814
新株予約権	7	13
少数株主持分	105	37
純資産合計	101,630	103,282
負債純資産合計	192,462	185,305

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年5月1日 至平成23年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成24年1月31日)
売上高	272,206	281,028
売上原価	138,538	147,565
売上総利益	133,667	133,463
販売費及び一般管理費	119,770	118,804
営業利益	13,897	14,659
営業外収益		
受取利息	10	6
受取配当金	39	43
持分法による投資利益	42	48
その他	261	291
営業外収益合計	352	389
営業外費用		
支払利息	718	788
為替差損	544	280
その他	90	173
営業外費用合計	1,353	1,242
経常利益	12,896	13,805
特別利益		
固定資産売却益	-	3
固定資産受贈益	53	7
ゴルフ会員権退会益	40	-
その他	0	-
特別利益合計	94	11
特別損失		
固定資産売却損	-	0
固定資産廃棄損	31	38
減損損失	48	24
災害による損失	-	23
投資有価証券評価損	11	10
ゴルフ会員権貸倒引当金繰入額	-	51
ゴルフ会員権評価損	-	11
ゴルフ会員権退会損	-	13
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	231	-
その他	4	-
特別損失合計	327	174
税金等調整前四半期純利益	12,663	13,642
法人税等	5,525	6,676
少数株主損益調整前四半期純利益	7,138	6,965
少数株主利益又は少数株主損失()	14	67
四半期純利益	7,123	7,033

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年5月1日 至平成23年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成24年1月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,138	6,965
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	280	39
繰延ヘッジ損益	47	5
土地再評価差額金	-	121
為替換算調整勘定	660	373
持分法適用会社に対する持分相当額	32	5
その他の包括利益合計	1,021	290
四半期包括利益	6,117	6,675
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,102	6,742
少数株主に係る四半期包括利益	14	67

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	第1四半期連結会計期間より、新たに株式を取得したチチヤス(株)及びチチヤス物流(株)を連結の範囲に含めております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	
(法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の見積実効税率が変更されました。この税率変更により、未払法人税等は343百万円、法人税等が同額増加しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年1月31日)
<p>1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 310百万円</p> <p>2 下記の会社の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 ネオス(株) 192百万円 計 192百万円</p> <p>3 期末日が金融機関の休業日であったが、決済が行われたものとして処理した債権・債務額</p> <p>債権 受取手形 32百万円 売掛金 10,230百万円 流動資産その他 5,236百万円 計 15,499百万円</p> <p>債務 買掛金 17,498百万円 未払費用 284百万円 流動負債その他 439百万円 計 18,221百万円</p>	<p>1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 372百万円</p> <p>2 下記の会社の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 ネオス(株) 96百万円 計 96百万円</p> <p>3</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日)
減価償却費 6,569百万円	減価償却費 7,873百万円
のれんの償却額 699百万円	のれんの償却額 808百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年7月27日 定時株主総会	普通株式	1,694	19	平成22年4月30日	平成22年7月28日	利益剰余金
	第1種 優先株式	832	24	平成22年4月30日	平成22年7月28日	利益剰余金
平成22年12月1日 取締役会	普通株式	1,695	19	平成22年10月31日	平成23年1月14日	利益剰余金
	第1種 優先株式	827	24	平成22年10月31日	平成23年1月14日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年7月26日 定時株主総会	普通株式	1,695	19	平成23年4月30日	平成23年7月27日	利益剰余金
	第1種 優先株式	820	24	平成23年4月30日	平成23年7月27日	利益剰余金
平成23年12月1日 取締役会	普通株式	1,695	19	平成23年10月31日	平成24年1月13日	利益剰余金
	第1種 優先株式	820	24	平成23年10月31日	平成24年1月13日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年5月1日至平成23年1月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			調整額 (百万円)	合計 (百万円)
	リーフ・ ドリンク 関連事業 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	258,441	13,765	272,206	-	272,206
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	170	2,049	2,220	2,220	-
計	258,612	15,814	274,426	2,220	272,206
セグメント利益	13,181	1,349	14,531	633	13,897

(注) 1 セグメント利益の調整額は、のれんの償却額 667百万円、セグメント間取引33百万円であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年5月1日至平成24年1月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			調整額 (百万円)	合計 (百万円)
	リーフ・ ドリンク 関連事業 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	265,650	15,378	281,028	-	281,028
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	170	2,001	2,172	2,172	-
計	265,821	17,379	283,201	2,172	281,028
セグメント利益	13,414	1,998	15,413	754	14,659

(注) 1 セグメント利益の調整額は、のれんの償却額 779百万円、セグメント間取引24百万円であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年5月1日 至平成23年1月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成24年1月31日)	
(普通株式)		(普通株式)	
1株当たり四半期純利益金額	56円20銭	1株当たり四半期純利益金額	55円61銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	56円03銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	55円45銭
(第1種優先株式)		(第1種優先株式)	
1株当たり四半期純利益金額	61円20銭	1株当たり四半期純利益金額	60円61銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	61円03銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	60円45銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年5月1日 至平成23年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成24年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益金額(百万円)	7,123	7,033
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,013	4,961
第1種優先株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,110	2,071
普通株式の期中平均株式数(千株)	89,209	89,224
第1種優先株式の期中平均株式数(千株)	34,485	34,175
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	361	349
(うち新株予約権(千株))	(361)	(349)
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,019	4,967
第1種優先株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,104	2,066
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

(会計方針の変更)

当第3四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年11月1日至平成24年1月31日)

当社は、平成23年12月27日開催の取締役会の包括決議に基づき、平成24年2月17日に条件を決定し、以下の社債を発行しました。

社債の名称 株式会社伊藤園 第1回 無担保社債

発行総額 金200億円

発行価額 各社債の金額100円につき金100円

利率 年0.494%

払込期日 平成24年2月23日

償還期限 平成29年2月23日

資金使途 設備投資、関係会社への投融資資金等

2 【その他】

第47期(平成23年5月1日から平成24年4月30日まで)中間配当については、平成23年12月1日開催の取締役会において、平成23年10月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 普通株式 1,695百万円 第1種優先株式 820百万円

1株当たりの金額 普通株式 19円00銭 第1種優先株式 24円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日

普通株式及び第1種優先株式 平成24年1月13日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年3月16日

株式会社伊藤園
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上智由
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大瀧克仁

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社伊藤園の平成23年5月1日から平成24年4月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年11月1日から平成24年1月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年5月1日から平成24年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社伊藤園及び連結子会社の平成24年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。